

【研究ノート】

第5章 多国籍企業と国際課税原則

—G.C.ハフバウアーの所説を中心に—

鶴田 廣巳*

目 次

- 1 アメリカにおける国際租税政策の転換
- 2 国際租税政策とアメリカの国益
- 3 国際課税原則をめぐる論点

本稿の課題は、G. C. Hufbauer (assisted by J.M. Van Rooij), *U. S. Taxation of International Income : Blueprint for Reform*, 1992の論旨をたどり、ハフバウラーに代表される現代米国の「租税重商主義」というべき国際租税政策論の特徴と問題点を探ることにより、今後の国際課税原則のあり方を検討するための準備作業とすることにある。

1970年代以降、アメリカの国際租税政策は方向転換を始めるが、その背後にはアメリカ経済の国際競争力の低下、世界経済の占めるアメリカ経済の地位低下、双子の赤字と称される国際収支赤字・財政収支赤字の拡大といった深刻な経済・財政事情が存在していたことは、改めていうまでもないであろう。

90年代に入り、アメリカ経済は長期にわたる「好景気」と「繁栄」を享受し、世界経済において「独り勝ち」の状況が続いているため、前記の著書でハフバウラーが提示したような露骨な国際租税政策の主張は最近では影を潜めているかに

*関西大学法学研究所研究員・関西大学商学部教授

見えるが、アメリカ経済のバブルがはじけ、状況が変化すればふたたび同種の主張が頭をもたげるであろうことは容易に想像できる。

経済活動のグローバル化の進行、電子商取引の急伸、金融革命の進行と金融取引課税システムの発展など、〔国際〕租税政策のあり方が問い合わせられる事態が、現在進行中である。グローバル経済下の租税政策のあり方は、なお大きな宿題としてわれわれの前につきつけられているのである。

1 アメリカにおける国際租税政策の転換

国際租税政策といえる領域があるとすれば、その方向づけの先頭に立ってきたのが米国であったことに異論はないであろう。第1次世界大戦をきっかけとして経済・金融大国としての地位を確立し始めた米国は、資本輸出国としての立場から、国際租税政策を主導したといってよい。たとえば、米国における国際課税の主要な制度の成立は次のとおりであるが、これらはほとんど他国に先駆けて導入したものが多いのである。

・ソース・ルール	1913年法
・非居住者・外国法人の課税制度	1913年法・1966年法
・外国税額控除	1918年法
・移転価格対策税制	1921年法
・タックス・ハイブン対策税制	1962年法 ¹⁾

こうした制度を支えていた論理は「資本輸出中立性」の基準であり、全世界的規模での資本の効率的配分を実現するものとして、資本輸出国の立場から構成されたそれなりに一貫した制度と論理であった。

70年代以降の国際租税政策の転換は、戦後の国際通貨・金融、自由貿易体制の再編と不可分の形で進行することになる。国際課税制度の分野においても課税強

1) 中里実「アメリカにおける国際課税の動向と問題点」水野忠恒編著『国際課税の理論と課題』〔改訂版〕税務経理協会、1999年、224ページ。

化が行われるが、それは財政赤字の拡大に対処するために歳入増の必要に迫られたためであった。70年代半ば以降にとられた措置には、サブパートF条項によるタックス・ハイブン対策措置の強化（75年）、60年以来継続してきた一括限度額方式と国別限度額方式との選択制度を改め外国税額控除に前者の一括方式のみしか認めないとした改正（76年）、石油採掘にかかる利権料を外国税額控除の対象としてきた措置の撤回（78年）などがあるが²⁾、そうした改正の集約点に位置づけられるのが86年税制改革法に伴う改正であった。

その主な改正は次のようなものであった。

- (1) ソース・ルールの抜本的見直し（国内源泉所得と外国源泉所得の間で、所得の源泉と支出（とくに利子）の按分を決めるルールの変更³⁾）
- (2) 外国税額控除の厳しい抑制（所得別に限度額を細分化した分離限度額方式を導入）
- (3) タックス・ハイブン対策税制の拡大・強化（スーパー・ロイヤリティ条項）
- (4) 支店利益課税の導入（外国企業の米国支店から送金される利潤やある種の利子支払いに対して30%（租税条約による軽減はあるが）の税率で課税するもの⁴⁾）

これらの改正を「国際的な課税ルールを無視してでも歳入を確保しようという方向へ踏み出した」⁵⁾と評価するのか、それとも課税ベースの適正化を図ったとみるのかは、一概に評価を下すのは難しい。

ただ、80年代末以降に行われた一連の国際税制改正には、「外資系企業を含む外国への課税を強化することだけが米国の租税政策の基本となってしまった」⁶⁾

2) 黒田東彦「世界経済秩序と国際課税ルール」同上書、296ページ。

3) ジョエル・スレムロッド「1980年以降の米国の課税と国際資本移動」野口悠紀雄／コウゾウ・ヤマムラ編『比較日米マクロ経済政策』日本経済新聞社、1996年、158ページ。

4) 同上書、163ページ。

5) 黒田東彦、前掲論文、297ページ。

6) 同上、298ページ。

との評価については、たしかにそうした側面を見出すことは困難ではない。しかし、グローバル経済下の国際租税原則、課税ルールはいったいどうあるべきなのか、その理論的基準は何かについて、ほとんど合意が見られない状況では、拙速に結論を下すのは困難である。

2 国際租税政策とアメリカの国益

A アメリカ経済の衰退と国際租税政策⁷⁾

ハフバウアーの立論の背景にある認識は、世界経済の中に占めるアメリカ経済の地位の長期的な低下傾向であり、ECや日本からの経済的挑戦にさらされているという危機感である。たとえば、1960年から90年に至る過去30年間について世界全体に占めるシェアの推移をみると、①ハイテク関連輸出は顕著な衰退を示しており（米34%→19%、EC諸国46%→33%、日本6%→29%）、②海外直接投資残高が減少する一方、対米直接投資が増加をとげ（市場価格ベースでみた海外投資の対米投資に対する比率は4.6倍から1.35倍に低下）、③世界のトップ工業企業100社に占める米企業のシェアも大きく低下した（米70社→33社、EC諸国27社→38社、日本2社→16社）。

要するに、1940年代以来、米国はその技術、製造能力、金融、資本輸出等における独占的地位を次第に低下させる一方、ますます多くのアメリカ企業が国際競争にさらされ、世界の資本・技術市場はかつてなく緊密に結びつけられている。米国は、はたしてこうした挑戦に対応することができるのか否か。これがハフバウアーのいだく問題意識なのである。

では、こうした挑戦への対応のなかで、米国の国際租税政策はどのような課題に応えなければならないのか。たしかに、租税政策がアメリカの経済的衰退に責任があるわけではないが、経済環境の変化に無関心であってよいはずはない。そ

7) G.C.Hufbauer, U. S. Taxation of International Income : Blueprint for Reform, Institute for International Economics, 1992, pp.1-17.

れは新たな挑戦に対し、革新されなければならない。ハフバウアーによれば、国際租税政策に求められる改革は大別して次の3つである⁸⁾。

(1) 証券投資所得の流れ (portfolio income flows) に対して、米国は居住地原則に基づく (residence-based) 課税を支持すべきである。

ハフバウラーの主張するところによれば、この方式が世界の基準になれば、証券資本 (portfolio capital) は税制の違いにかかわりなく国々を移動するようになり、資本のグローバルな配分の効率性を達成するのに役立つ、という。ただし、この居住地原則課税を実現するためには、次のような4つの条件が整備されなければならない。

- ①各国は匿名証券 (anonymous securities) を禁止する。
- ②居住国は、源泉国によって執行されるバックアップのための源泉税 (backup withholding taxes) を考案する。
- ③バックアップ税は居住国で納税されるときに居住国により納税企業等に対して清算される。
- ④ついで、居住国が源泉国に対してバックアップ税の払い戻し請求を行ったときに、これを清算するための国際的な交換所機構 (clearinghouse mechanism) を設置する。

(2) アメリカは、本社活動、とくに内外の企業によるR&D投資を促進し、強力な生産基地をアメリカ国内に立地するのに有利になるよう租税政策を立案すべきである。

8) ハフバウラーによれば、この提案を実施に移した場合、米国の租税収入をわずかだが増加させるという。その際、①米系多国籍企業は、全体として、ネットで巨額の減税の恩恵を受ける（毎年約57億ドルの減税）。というのは、米国の持つノウ・ハウからもたらされる外国源泉技術所得により、米国での法人税負担は増額するものの、巨額のR&D控除のおかげで、米国での納税額は大幅に減少する。他方、②米国で活動する外国の多国籍企業は、これまでよりも税額はやや増加することになろう（毎年約32億ドルの増加）。それは、海外親会社への配当、利子、使用料の分配について、米国の源泉税は減少するが、在米子会社の収益に対する米国法人税が大幅に増税になるからである。Cf. G.C.Hufbauer, *ibid.*, p.17.

- ハフバウアーは、ハイテク技術と先端的な生産基盤をアメリカ国内に再構築するために、以下のようなさまざまな税制改革案を提案する。
- ①法人課税について属地主義原則 (territorial approach) を採用し、アメリカ企業がその海外関連会社から受け取る配当所得に対し、米国での課税を放棄する。
 - ②属地主義原則を採用することからの当然の帰結であるが、現行の海外源泉事業所得に適用される外国税額控除は撤廃される。
 - ③米国内で負担した本社経費 (R&D経費や一般管理経費) について、米国源泉所得から控除すること認める。同時に、米国内で開発した技術を供与した見返りとして受け取ったロイヤリティ・フィーに対しては、全額課税を行う。このことは、一時的には、米国企業の一部の税負担を増大させるため、長期にわたる段階的導入の方式を工夫すべきである。
 - ④技術の開発に対して外国企業から米国企業に支払われるロイヤリティ・フィーや分担経費 (cost-sharing) については、当該外国で事業所得から控除 (business deductions) することが認められ、また、その支払いについて当該外国で源泉税が課税されないよう、米国は保証すべきである。また、互恵主義に基づいて、米国企業が外国企業に対して支払うロイヤリティ・フィーや分担経費についても、同じ原則が適用されるべきである。
 - ⑤米国は利子経費の配賦に関する国際協定を促進すべきであるが、その際、以下の方針に基づいて進めるべきである。すなわち、関連企業間の利子の受け払いについては、課税関係は生じない（ただし、金融機関の場合には特別の規定が必要）。企業グループのメンバー企業から非関連企業への支払利子は、まず、そのメンバー企業じたいがグループ外から受け取った利子に配賦し、ついで、なお残ったグループ企業全体の純利子は集計され、その資産に応じて関連企業のあいだに配賦されるものとする。
 - ⑥輸出所得（外国販売会社とその米国親企業の結合所得）の40%については、米国での課税を免除する。
 - ⑦個々の州が外国源泉所得をその課税ベースに算入することを禁止する。

- ⑧米国内で行われたすべてのR&Dについて、恒久的なR&D税額控除を認める。これは、現行のR&D増加額に対する20%のR&D控除に代えて導入される。
- ⑨株式資本コストの面で米国の競争力を高めるために、キャピタル・ゲイン税の減税を実施する（新規株式投資に係わるキャピタル・ゲインの30%所得控除）。

（3）法人税制度の国際的な差異を縮小し、さまざまな国際的租税協調を模索する。

- 課税ベースの点では先進各国と協調を模索しつつ、税率の決定については裁量権を留保する。具体的には次のような方向を追求する。すなわち、
- ①O E C Dの支援の下で、法人所得の共通定義に到達するための専門家の交渉を促進する。その当面の目標は財務報告基準の共通化である。
 - ②トランスファー・プライシングと費用配分の問題を解決する方法について、国際的合意に努力する。その方法は、米国のAPA (advance pricing agreement 事前価格協定) 手続きか、ECの裁定手続きに基づいてモデル化する。
 - ③APAでカバーされないトランスファー・プライシング紛争については、それを処理するための新しい手続きを設定する。
 - ④外国企業に支払われる投資所得、または技術所得については、源泉税は課税されるべきでないこと、知的財産の利用に対して外国企業に支払われるロイヤリティ・フィーは、投資受入国において全額経費控除が認められるべきこと、の2点について先進国間で合意に達するよう米国は努力すべきである、と。要するに、証券投資所得への居住地課税原則の適用、外国源泉所得に対する法人課税への属地主義原則の適用、法人課税ベースの統一化と国際租税「協調」、これがハフバウアーの説く租税政策なのである。こうした改革案を提起するに至った論理とその具体的な内容は、いったいどのようなものであろうか。以下、ハフバウアーの説くところに従ってたどってみることにしよう。

B 証券投資所得に関する新しい租税政策⁹⁾

世界経済は様変わりしたにもかかわらず、ハフバウアーによれば、国際事業所得に対する米国の課税方式の基礎にある基本的考え方には、1920年前後から、ほとんど変化がないという。

外国源泉所得に対する課税方式には、3つの方式がある。①外国税額控除方式 (credit system)、②外国所得控除方式 (deduction system)、③外国所得免税方式 (exemption system) がそれである。①は米国がこれまで採用してきた方式であり、②は外国税額を外国事業所得から所得控除し、外国税引後所得について米国の税額を算定する方式、③は外国事業所得については米国での課税を免除する方式である。これらはそれぞれ、(a) 資本輸出中立性、(b) 国家の中立性、(c) 資本輸入中立性という考え方に対応する。

(a) の第1の目標は、多国籍企業の立地決定を税制が歪めないようにすることにより、世界的規模での資本の最も効率的な配分を実現し、各国の繁栄を達成することにある。税収の配分問題は二義的とされるが、実際には米国がこの原則を追求した背景にはより多くの税収を確保することがその推進力になっていたこともまた事実である。

(b) は、米国に本拠を置く多国籍企業が、どちらも同じ税引前の収益率を生み出す2国、たとえば米国と他の国（米国と税率は同一）のどちらに投資すべきかを選択する場合、米国への投資を促進するために对外投資を抑制することを目標とする。のために、この原則のもとでは資本輸出中立性と同様、全世界所得に課税することを主張するが、外国税額については所得控除は認めるものの税額控除は認めない。その結果、米系多国籍企業は海外に立地する資本から獲得した所得に対し、二重に課税されることになる。

(c) のもとでは、外国源泉所得は居住国での課税を免除されるため、居住国の企業は可能なかぎり低税率国ないしゼロ税率国へ資本を移動させようとするインセンティブを持つ。この場合、たとえ外国のほうが収益率が低くても、税引後

9) Ibid., pp.47-76.

収益率は外国のほうが高くなることがあるため、効率性の観点からは非効率的な投資が行われる可能性がある。

国際経済環境の激変にもかかわらず、以上の伝統的な考え方からして米国が従来型の国際租税政策を無反省に継続していることに対して、ハフバウアーは真っ向から批判する。その根拠になっているのは、証券資本の急成長という認識である。

米国が獲得する外国源泉所得は、1970年には直接投資所得が民間受け取りのうちの4分の3と圧倒的なシェアを占めていた。ところが、90年には、対外証券投資収入（660億ドル）が対外直接投資収入（540億ドル）を上回るに至る。だが、このことは直接投資所得の重要性の低下を意味しない。同期間に、法人利潤に占める対外直接投資所得の比率は10.8%から17.9%へと増大しているからである。つまり、直接投資、証券投資は現在では等しく重要な存在になっているのである。つまり、証券所得の巨大な国際的流れが存在するということは、投資家は、多国籍企業の助けを借りなくとも地球規模で効率的に資本を配分できるということを意味する。このことは、資本のグローバルな配分を実現するためには、多国籍企業の海外への配当や支店収益に対する課税もさることながら、金融収益に影響を与える租税政策にまず注目すべきだということになる。

そこで提起されるのが、国際証券所得に対する居住地国単独課税 (Residence-Only Taxation) である。これは、国際証券所得に対し居住国だけが課税権を有し、源泉地国が課税権を放棄するものである。その具体的な内容は、①国際証券所得に対する外国の源泉税について認めている外国税額控除に代え、主要国は、証券所得に国家的中立性の方式を適用して、外国源泉税に所得控除 (deduction) を認めるにとどめる、②現行の租税条約と一貫させるために、新政策は現在条約で認めている控除に関して長期の予告期間を与え、段階的に導入する、というものである。

この居住地国の租税重商主義とでもいべき政策の根拠について、ハフバウラーは次のように主張する。すなわち、居住地国は証券資本の創出にとって有利な

経済環境を作り出しており、世界経済システムに対するその貢献に対し租税収入の形で報酬が与えられてしかるべきである。他方、源泉地国は、利子コストよりも高い収益をもたらす投資に外国からの資本を利用することで十分な便益を得ている、と。

居住地国単独課税方式は、資本輸出中立性の論理の国際証券投資所得への適用でもある。なぜなら、グローバル・ベースでみたベストの税制は、投資家が外国と国内のいずれの証券に投資しようと投資家に等しい税引後収益率をもたらすものでなければならないからである。

とはいっても、居住地国単独課税方式は租税回避を招きやすい（投資家が本国での課税を回避できれば、その所得には一切の課税が行われないことになる）。したがって、この方式を実行に移すためには国際租税「協調」が不可欠となる。ここから、①源泉地国と居住地国との租税情報の共有、②匿名証券の発行禁止、③源泉地国でのバックアップのための源泉税の課税、④居住国課税の際の、居住国でのバックアップ税の税額控除ないし還付、⑤国際的な交換所機構における源泉国のバックアップ税の各居住国に対する清算、が提案される。

さらに、米国は、以下のような「協調」を開始すべきことが説かれる。

まず、①「非適格」外国人へ利子所得を支払うすべての米国居住者は10%のバックアップ税を源泉徴収される。IRSは納税証明書を発行、米国居住の納税者はそれを外国の非適格受取人に送付。「適格」外国居住者への利子支払いには、バックアップ税は課税されない。②「非適格」外国人とは、IRSに以下のことを立証することのできないすべての外国人をさす。すなわち、(a) 本国課税当局に対し、これまですべての利子所得を申告してきた経歴をもつこと、(b) 匿名の利益受取人のための代理人として活動していないこと、(c) 匿名の証券を取り扱っていないこと、である。③外国多国籍企業の在米子会社、米系多国籍企業の外国子会社は適格であり、バックアップ税を免除される。④非適格外国受取人が自国の課税当局に証明書を提出し、他方、当該外国当局が米国IRSにバックアップ税の払い戻しを求めて証明書を提示した場合、米国はその国が有効な税額控除

ないし還付を履行していることなど一定の要件を満たしていない場合には、バックアップ税の清算には応じない、と。

しかし、こうした米国の対応に対しては、主要な金融国に協調よりも報復を呼ぶ可能性がある。というのは、源泉地国にしてみれば、自国の課税権を放棄させられたうえに、バックアップ税や税務情報の面で居住国に「協調」させられることになるからである。ところが、他国からの報復措置は、ハフバウアーによれば、恐るべく足りないという。投資家が外国税額控除を請求することができないため源泉税を課す国から資金を引き上げるならば、当該国の利子率が上昇し、その結果、源泉税を廃止するよう政治的圧力が高まらざるをえないからである、と¹⁰⁾。

最後に、この課税方式はどの程度の税収効果をもつのか。ハフバウアーは、証券所得課税のこの新方式は税収効果を導入の動機とするものではないが、税収を無視するわけにはいかないという。試算の結果は、①米国の対外証券投資残高・対内証券所得流入に係わる米国の税収は160億ドル、現行と比べ約130億ドルの増加であるのに対し、②米国への対内証券投資残高・対外証券所得流出に係わる米国税収はゼロ、現行と比べ約10億ドルの減少となり、③差し引き、米国税収の増加は現行と比べ120億ドル増加するという。これは、対米証券投資のうちの大半が銀行の対外債務であり、その結果、対外流出所得の多くが銀行利子のためそもそも源泉税が課税されていないことから、現行制度のもとでは源泉税が当初から少ないといためである。依然として基軸通貨国としての地位を維持するアメリカの現在の状況を反映するものといえよう。

C 多国籍企業と世界経済¹¹⁾

国際租税政策の改革課題のもう一つの柱に係わるのは、多国籍企業に対する租

10) *Ibid.*, p.68. とはいっても、ハフバウアーにしても源泉地国側の反発を考慮に入れて、最初はバックアップ税率を10%程度の低いところから始めて、協調関係が確立し始めてから20%ないしそれ以上に引き上げるのがよい、としている (*Ibid.*, p.70.)。

11) *Ibid.*, pp.77–94.

税政策のあり方である。その場合、ハフバウアーが強調するのは、まずもって基本視点を転換することの重要性である。つまり、「資本配分の世界的効率性を追求する租税政策」から「戦略的租税政策」（これは80年代に登場した「戦略的貿易政策」の租税政策版というべきもの）へというのが、それである。

では、「戦略的租税政策」とはいったい何か。結論を先取りすれば、それは次のような4つの内容から成り立つ。すなわち、

(1) 米国は、多国籍企業の本社活動を国内に立地させるようにその租税政策を方向づけすべきである。

この目的を実現するため、①外国法人所得の課税について属地主義の制度を採用する、②外国税額控除を廃止する、③米国内で開発されたR&Dに対し従来よりも拡充した税額控除を認める、という3つの主要な手段を採用すべきことが説かれる。

(2) 米国は、ノウハウの利用に関しては「技術輸出中立性」(technology export neutrality)の制度を追求すべきである。

これは、①技術が国内であれ海外であれ、そのいずれで利用されようと、ロイヤリティ・フィーに対しては等しい課税が行われるべきである、同時に、②技術輸出中立性の制度のもとでは、ノウハウのロイヤリティ・フィーに対する課税が認められるのは居住地国に限られる、というものである。

(3) 米国は、トランスファー・プライシング問題について国際的合意に到達するための強力な制度に支持をあたえるべきである。

(4) 米国は、その租税政策が米国の輸出に有利になるよう取り計らうべきである。

このような多国籍企業本国の利害をストレートに主張する見解は、いったいどのような根拠に基づいているのであろうか。

世界経済において多国籍企業がその重要性を高めているのは、異なる資本市場をつなぐことができるという効率性の理由によるのではなく、いわゆる産業組織上の理由による。すなわち、企業特有の資産、つまり商標やノウハウなどの無形

資産は市場で高く評価されるが、その使用権の供与と引き換えに有利な手数料を獲得することは困難なため、多国籍企業はその潜在的利点を確保するために海外投資するというのである。ところが、ハフバウアーによれば、巨大企業による生産のもとでは、R&Dや工業技術、ブランド・ネームの確立、効率的物流システムなどの間接的投資(overhead investment)の重要性が増すため、巨額の先行投資を負担し、利益を上げることできるのはほんの一部の企業に限られる。したがって、グローバル市場では、不完全競争は例外ではなく通則となる。そこでは効率性の達成は完全には行われない。

とはいって、ハフバウターは「自由な貿易と投資」の世界を完全に否定するのではない。不完全競争の理論からみてさきのような考慮要因があるとしても、そのことは自由貿易と開放的投资が世界経済にとってベストであるという伝統的結論を無効にすることはないとして、自由競争の世界と不完全競争の世界を折衷する¹²⁾。各国は多国籍企業の事業活動の「一部」を誘致することにより、自国の繁栄をはかるのだとされる。

ところで、不完全競争とハイテクの世界において干渉主義的な租税政策が世界的効率性に歪みを持ち込むにもかかわらず、一国の繁栄の確保のためにはやむを得ないとする強い根拠があるのか。ハフバウターは、このことに解答を与えるためには、多国籍企業が本社サービスと伝統的な生産・分配活動という2つの異なる活動に従事していることを理解することが重要であるとする。

本社サービスの供給には、①管理技術・工業上の熟練(skill)・技術進歩・商標の確立や、②独自の技術標準・管理上の障害・使用権の要件など特定国の市場への参入障壁を乗りこえるための余分のコストなど、特有の無形資産への投資を

12) ハフバウターは、自由競争が保持されなければならない理由として、別の箇所では、次の3点を上げている。すなわち、①自由な国際市場は、国内企業が外国のライバルと競争を強制されるが故に、不完全競争の枠組みに固有の価格の歪みを縮小する。②世界的競争は、さもなければ本社コストの一国の負担を増加させる新企業の参入を阻止することにより、国内産業を合理化する。③世界的競争は、保護されたローカル市場へのアクセスを既に確保した外国企業に対し国内経済から移転されるレン特の額を縮減する、と。(ibid., p.91.)

必要とする。近年、本社コストは増加傾向にあるが、ハイテク産業の場合には、この傾向がとくに顕著となっている。

各種の本社サービスは特有の特徴をもっているが、それらはいずれも企業はなぜ多国籍化するのかを説明する。すなわち、まず、①いったん創り出されると、多くの本社サービスは企業全体で利用可能である。生産の拡大とともに本社サービスの必要性も増大するが、そのテンポは生産や販売高の増加率をはるかに下回る。②本社サービスを非関連企業にライセンスして採算ベースに乗せることは決して容易ではない。さらに、③本社サービスの生産は多くの場合、単一の立地ないし僅かの立地で行われる方が効率的である。米国の対外直接投資の公式統計によると、海外活動を拡大している場合にも、多国籍企業はR&Dを本国で維持する傾向がある。

グローバル競争が強まり、米国の地位が経済的挑戦を受けて脅かされつつあるとき、米国が干渉主義的政策を強めなければならないのは、以下の3つの理由からである。

(1) 干渉主義政策により、もしある国がより多くの多国籍企業を受け入れ、他の国が競争者になるのを思いとどまらせることができるならば、その国は経済的レントの世界的なパイのより大きな分け前を獲得することができるだろう。この場合、多国籍企業は近隣窮乏化政策の代理人として行動することになる。

(2) 干渉主義政策は当初は弱体だが、こうした政策の支援により世界的水準の競争力を獲得することのできる多国籍企業が育成されるだろう。多国籍企業の本社が集積することは、その地域に豊かさをもたらすだけでなく、多国籍企業を引きつけるマグネットとして作用する。

(3) 国家安全保障の強化である。不完全競争とハイテクとが結合した現代、2つの側面が重視されなければならない。すなわち、①その産業では不完全競争が支配的な産業分野において、もし外国からの供給が絶たれた場合、立ち上げの時間はそれだけ長くなる、②高度技術の支配は、戦時だけでなくあらゆる状況のもとでその国が目的遂行の手段を開発することを可能にする、というのがそれで

ある。

D 國際事業所得に関する新しい租税問題の登場¹³⁾

ハフバウアーによれば、新しい租税問題には7つの重要なトピックがあるという。①技術輸出中立性、②所得源泉に関するルール (source-of-income rules)、③費用配賦（とりわけ利子およびR&Dについてのそれ）に関するルール (allocation-of-expense rules)、④移転価格に関するルール、⑤多国籍企業に対する差別課税 (tax discrimination against multinationals)、⑥輸出所得に対する課税、⑦地方政府による課税、である。ここでは、「戦略的租税政策」の中核に位置づけられている技術輸出中立性についてのみ、紹介しておきたい。

技術輸出中立性が達成されるのは、その技術が国内、海外のいずれで利用されるにしろ、米国で開発された技術に対して支払われるロイヤリティ・フィーが同じ税率で課税される場合である。技術はいったん生み出されると公共財の性格を有し、フランスでその技術を利用することができると米国や日本でその技術を利用することを排除するわけではない。にもかかわらず、ある企業がフランスでその技術を開発しようとする場合、同じ技術の開発を米国や日本で積極的に行おうとはしないであろう。企業がそうした意思決定を行う場合、そこにはさまざまな要因が係わる。課税はこうした要因のうちのひとつであるが、技術所得に対する課税が高い国の方が、技術開発の立地決定のうえで有利であることはいうまでもなかろう。

1981年以前には、米国の法人税率が他国のそれを上回っていたため、海外からの配当所得について超過外国税額控除 (excess foreign tax credits) を有する企業はほとんど存在せず、その結果、この時期には技術輸出中立性が達成される場合がたびたびあった。ところが、81年税法以後、状況は変化した。1980年代の米国法人税制の改革が、その意図せざる結果として国際所得課税制度を技術輸出中立性の基準から乖離させるという事態を招いたからである。つまり、寛大な減価償却控除 (81年税法) や法人税率の引き下げ (86年税法、46%→34%) によって、米

13) *Ibid.*, pp.95-98.

系多国籍企業が超過外国税額控除 (excess foreign tax credits) のポジションを有するようになり、その結果、ロイヤリティ・フィー所得は米国での課税を免れるようになったのである (quasi-exemption system)。

たとえば、日本企業が米国企業に支払うロイヤリティ・フィーは日本企業の法人所得から全額控除が認められる一方、米国の受取企業に対するロイヤリティ・フィーの支払いについては10%の源泉税率により日本で課税が行われる。もし米国企業が超過外国税額控除のポジションにあれば、日本企業から受け取ったロイヤリティ・フィー所得については、結局、米国での課税はゼロとなる。これとは対照的に、米国内企業から得た技術所得は34%の税率で他の法人所得と同じように課税される。したがって、80年代の米国の税制改革は米から財を輸出するよりも、日本や欧州で米国企業がその技術を使って生産するほうが有利になるという立地上のバイアスを創り出していた。

また、86年税法は、本社の専門技術を母国で開発する「隠れた」租税インセンティブを著しく高めた。86年以後に出現した事実上の外国所得免税制度 (quasi-exemption system) は、米国内よりも海外で技術を利用しようとする行動を間接的に促進する一方、米国内で本社の専門技術を開発するよう企業に促した。実際、この免税制度に固有の本社化インセンティブは、R&D増加額に認められる税額控除よりもはるかに重要であった。

しかし、ハフバウアーによれば、以上の結果は米国の国益の観点からはジレンマを引き起こす。一方では、技術輸出中立性からの乖離は米国からハイテク生産の仕事を奪うが故に、米国にとって有害である。他方では、本社技術を開発しようとするインセンティブは、米系多国籍企業を強化するが故に、またR&Dの企業にとっての便益と社会にとってのそれとの間のギャップを埋めるが故に有益なのである。

かくして、租税政策は次の2つのこと同時に達成することが要請されると、ハフバウアーは指摘する。つまり、一方では、技術の米国内での利用を阻害するバイアスをなくすことにより、技術輸出中立性を回復することが求められる。他

方では、米国内で本社の専門技術を開発するよう促進する租税インセンティブについても、維持ないし向上させることが求められるのである、と。

E 多国籍企業に関する新しい租税政策¹⁴⁾

以上のような立論に基づいて、ハフバウアーは新しい租税政策のあり方について提案する。その内容は、すでにみた「戦略的租税政策」の3つの柱をさらに敷衍させたものとなっている。

米国はヨーロッパ・アジアと長期にわたり競争しているが、そこではアメリカの繁栄の持続とオープンな国際システムの促進という2つの目標が追求されてきたという。したがって、国際租税政策もこの2つの目標に合致するように再構築されなければならないというのが、ハフバウアーの基本的見地である。

ところで、ハフバウアーにあっては、不完全競争の世界に対応する「戦略的租税政策」と並んで、自由競争の世界に対して世界的な資本の効率的配分を担う証券資本¹⁵⁾に対する国際租税政策のあり方が重視される。資本輸出中立性は米国の伝統的な国際租税政策の基礎となっているものであるが、この原則は今日では米系多国籍企業を不利にし、新しい租税問題に対応することを不可能にしているとはいえ、国際証券投資所得の課税にあっては、なお課税の根拠原則として役立つとされている¹⁶⁾。その結果、提示されたのが居住地国単独課税方式であったこ

14) *Ibid.*, pp.131–170.

15) 多国籍企業ではなく、証券資本が、現在では世界的な資本の効率的配分を担うという場合の論理について、ハフバウナーは次のように説明している。すなわち、証券資本はリスク調整済みの収益率が最も高いところに引きつけられる→企業は、収益率が支払利子率プラス特定国のプロジェクトに特有のリスク・プレミアムに等しくなる点まで、その国で事業を拡張しようとする→debt financeは、さまざまな国での実物投資のリスク調整済み生産性を均等化するのに役立つ、と。かくして、法人税制が有利な国ではequity capitalが多く集まりdebt financeが少なくなる一方、法人税制が不利な国ではdebt financeが多くなりequity capitalが少なくなる（近年の米国の状況はこの後者である）。こうした形で、世界の資本市場において調節が行われ、効率性が確保されるというわけである。Cf. *Ibid.*, p.134.

16) *Ibid.*, p.65.

とは、すでに述べたとおりである。

さて、「戦略的租税政策」はアメリカの繁栄の持続を目標とするものであるが、この目標を実現するためには、米国の租税政策は、多国籍企業の本社活動を米本国に引きつけ、ハイテク製品・サービスを米国内で生産するのを促進するよう、対外競争力の観点から捉え直されなければならない。米租税政策には、以下のようにいくつかの変更が必要となる。ここでのハフバウアーの説明は、すでに紹介した同書第1章での展開と重複するところがあるが、多国籍企業にとっての国際租税政策に重点を置いているので、その骨子についてみておくことにしよう。

(1) 属地主義課税方式の採用・外国税額控除制度の廃止

①この方式を採れば、米系多国籍企業は西欧・アジアの多国籍企業と海外生産活動の点で課税上競争的な関係に立てる。他の先進国は事实上、属地主義制度をとる国が多い。②この方式の下では、海外での事業所得に対する課税を放棄することになるため、課税回避の濫用防止措置が重要になる。

(2) 本社経費の全額所得控除

現在は、本社費用は米国源泉所得と外国源泉所得とに分割され、後者に配賦される部分は外国では所得控除が認められていない。そのため、多国籍企業は米国で本社活動を展開すると課税上不利となる。したがって、あらゆる本社費用についてその全額の所得控除を認めることにより、米国での本社活動を促進する必要がある。

(3) ロイヤリティ・フィーに対する居住地国単独課税

米国で開発されたノウハウの利用の対価として支払われるロイヤリティ・フィーは米国により居住地原則に基づいて課税されるべきである（居住国だけが課税権を持ち、源泉国は源泉税を課税しない）。その主たる目標は、米系多国籍企業に対し、米国内よりむしろ海外でハイテク財・サービスを生産するよう促している現行税制のバイアスを是正することにある。

(4) 利子経費の追跡と統合

さまざまな国に立地する多国籍企業のメンバー企業が相互に行った利子の受

け払いを統合することは、米国も他の国も認めていない。利子の受け払いに関して、統合の原理が国境を超えて拡張されるべきである。

(5) R & D控除の創設

技術輸出中立性の提案は、海外で米国技術を使用するバイアスのは正に役立つが、米国内でノウハウを開発する租税インセンティブを維持するためには新しい工夫が必要である。このため、より大規模なR & D税額控除（10%控除）を実現する¹⁷⁾。

(6) 国際所得に対する州課税の制限

他方、オープンな国際システムの促進というもうひとつの目標の実現のためには、以下のような租税政策が必要だとされている。

(1) 法人課税と株主課税との統合

①まず、課税ベースの共通の定義から出発してOECD諸国と法人税制の共通化（convergence）に向けた協議を開始する必要がある。②その間、米国では独自に統合を進め、15%の受取配当控除を創設する。

(2) トランシファー・プライシング問題への新しいアプローチ

①主権国家が課税ベースを分割する国際的に承認された方法は、現在のところ、アームズレンジス基準に基づいて他国に所在する関連企業との取引を企業に申告させるやり方以外に存在しない。②近年、米国のAPA（advance pricing agreement）¹⁸⁾やECのbinding settlement procedure¹⁹⁾にみられるように、手続き上

17) 新しいR&D控除は技術輸出中立性に基づく課税と相まって、米系多国籍企業に3つの効果をもたらすという。それは、①技術輸出中立性に基づく課税はR&D支出の全般的水準を押し下げるが、他方、R&D控除はこのマイナス効果を相殺する、②R&D控除はR&Dの立地に影響をおよぼすが、米国でのR&Dコストの低下は海外から米国へのR&D活動のシフトをもたらす、③技術輸出中立性に基づく課税は、企業にハイテク生産を米国内で行うよう促す、というのがそれである。Cf. *Ibid.*, pp.144–145.

18) これは、アームズレンジス価格の決定に関して、企業が最も合理的だと判断するアームズレンジス価格について当該企業の申し出を受け、税務当局が事前にこれを確認して、移転価格税制の適正、円滑な執行を図ろうというものである。Cf. *Ibid.*, pp.149–150.

19) これは、事案が裁定にゆだねられた場合、諮問委員会が意見を出し、これが一定期間内に履行されなければならないという方式である。Cf. *Ibid.*, pp.149–150.

の改善が進められているが、ハフバウアーはこの両者の結合を提案している。

(3) タックス・ハイブなどタックス・シェルター活動の規制

(4) 海外展開する米系多国籍企業に対する差別的課税の撤廃

ここで差別的課税とされているのは、投資所得に対する源泉税や、費用配賦に対する所得控除の否認などである。

最後に、米国の租税条約政策のあり方について、ハフバウアーは次のように指摘する。すなわち、租税条約の主たる目的はこれまで、①2重課税の回避、②差別課税の縮小、③租税回避の防止、に置かれていたが、今後は、法人税制の国際的網の目の改善にその眼目が置かれなければならない、と。

そして、米国が租税条約において追求すべきトピックとして、次の6つを挙げている。すなわち、①移転価格紛争・コスト配賦紛争を解決するために、APAとECの裁判制度の結合を追求すべきである、②ゼロ源泉税・多国籍企業に対する差別課税の廃止・居住地国課税の実施を主張すべきである、③適切な清算システムをもつ、証券所得に対するバックアップ源泉税を確立する、④ノウハウの利用に対し居住地国に支払われるロイヤリティ・フィーチャー、ノウハウの開発に対する分担コストの支払いについては、受入国において費用として全額所得控除されるという原則が確立されなければならない、⑤多国籍企業のグループ企業のグループ外企業とのネットの利子費用の配賦基準を修正すべきである、⑥輸出所得に通常の法人税を課税する諸国について、それら諸国への輸出に対する対外販売会社(FSC)免税を撤回するよう提案すべきである、というのがそれである。

3 国際課税原則をめぐる論点

国際租税政策についてのハフバウアーの主張が、はたしてどこまで学問的に受容できるのかについては疑問が多い。「租税重商主義」ともいるべき立論は、米国の利害の反映にすぎないともいえるからである。

しかし、国際租税政策の分野では、課税の基準としては居住地原則と源泉地原

則、課税の原則としては租税一般の原則とされる公平と効率を踏まえた独自の原則が展開されている。マスグレイブによれば、公平には個人（法人）間の公平と国家（国庫）間の公平がある。前者にはまた、①国際的観点からの公平と②国内的観点からの公平がある。①の国際的公平によれば、A（社）・B（社）が同一国の居住者（内国法人）であり、複数の源泉国から所得を得るAと国内源泉からのみ所得を得ているBとが同一の所得である場合、Aの税負担の合計（国内税と海外税の合計）とBの税負担とは同一でなければならない。②の国内的公平においては、Aは外国に支払った税を差し引いた残りの所得について、Bと同一所得同一負担の原則にしたがって内国税を負担しなければならない。後者の国家間の公平とは、国家間での課税ベースないし税収の公平な配分が実行されなければならないとするものである。

他方、効率に関しても、世界的効率と国家的効率の2つの基準がある。世界的効率は全世界的な資源配分の効率性を損ねないことを企図するものであり、これにも資本輸出中立性と資本輸入中立性がある。前者は居住者（国内法人）が国内投資と海外投資の選択において税制が中立であることを意味し、後者は投資受入国が国内で活動する内外の法人を同一条件で課税することにより受入国レベルでの内外資本の競争に税制が中立であることを意味している。また、国家的効率は外国税を差し引いた後の海外投資の収益率が国内投資の税込み収益率と均衡するよう要請するものである。以上3者は、それぞれ外国税額控除方式、外国所得免税方式、外国税額損金算入方式により達成可能であるとされる。

上記の諸基準は相互に矛盾や対立をはらんでおり、すべての基準を同時に達成することは不可能である。また、国際的公平・国内的公平・国家間の公平はそれぞれ、資本輸出中立性・資本輸入中立性・国家的中立性に対応しており、国際課税にあっては公平と効率とが不可分の関係に置かれている。これは国際的な課税の公平のもつ問題性を示唆している。つまり、海外進出できる資本とできない資本との格差、海外所得を享受できる者（資本）とできない者（資本）との格差の問題が、国際的な課税の公平においては必ずしも射程に入っていないのである。

国際経済取引、金融取引さらには電子商取引などの活発化と多国籍企業の発展は、さまざまな租税問題を生み出している。にもかかわらず、国際課税原則、国際課税ルールについて、公正かつ客観的な基準は現在もなお明確になっているとは言い難いのである。

資本輸出国の立場と資本輸入国の立場とは利害が異なる。そのことは、租税政策のあり方についても、異なった主張が登場せざるを得ず、現実の租税政策はその妥協の産物として展開されるのが通例なのである。そのことは、たとえば、OECDモデル租税条約で提示された居住地国課税主義とUNモデル租税条約で提起された源泉地国課税主義との対立・網引きをとってみても理解できる²⁰⁾。

また、近年、金融先端商品（先物・先渡・スワップ・オプションなど）の課税問題などをめぐり、所得課税そのものに対する疑問が提起され、消費課税や流通課税により代替すべきではないかとの議論すら登場し始めているが、金融のグローバル化はこうした問題を国際租税政策の分野にも投げかけている。

いずれにせよ、国際課税ルールをめぐる理論と実際をめぐっては、今後とも深められるべき課題が山積しているといえよう。

20) これについては、たとえば、中田謙司『租税条約の読み方—国際税務の基礎知識』中央経済社、1993年、など参照。